

いじめ重大事態調査報告書（令和5年8月1日公表）の「再発防止の提言」を踏まえ、次の再発防止策を講じる。

I いじめ問題への対応

1 関係法令等に基づいた対応の徹底

(1) 実効性ある「学校いじめ基本方針」の策定と児童生徒・保護者の理解を深める機会の創出

全道立学校の「学校いじめ防止基本方針」を再点検し、不十分な場合は速やかに改善する。また、学校の方針を、児童生徒と保護者等が理解を深める機会を必ず設定し、学校ホームページ等を通じて地域に公開する。

(2) 学校いじめ対策組織の実態把握と必要な改善

学校いじめ対策組織の現状について、学校を訪問し調査するとともに、管理職や教職員等へのヒアリングにより、学校の実情を把握し、必要な改善を速やかに講じられるよう継続的に指導助言する。

(3) 再発防止に関する重点対策の着実な遂行

生徒指導・学校安全課に「重点対策チーム」を設置し、上記(1)(2)はもとより、調査報告書の再発防止の提言事項が着実に遂行できるよう集中的に取り組む。

2 教職員の指導力向上

(1) 校長を対象とした事例検討の実施

校長会議や各種研修会を通じて、いじめ事案への組織的な対応について、本事案を含め深刻化した事例をもとに事例検討を行い、いじめ事案への対応力と指導力の強化を図る。

(2) 生徒指導主事を対象としたいじめ対応研修の実施

各学校の生徒指導主事等を対象に、道教委「いじめ対応ガイドブック・支援ツール」を活用しいじめの積極的認知や早期の組織的な対応等に関する研修を実施し、各学校での校内研修を通して全ての教職員の指導力の向上を図る。

(3) SOSの出し方や自殺予防に関する研修の充実

全ての教職員が自殺予防に関する基礎知識や基本的対応について理解を深められるよう、道教委ホームページにポータルサイトを作成するほか、道教委や市町村が実施する関連研修への周知を継続的に実施する。

3 専門家との連携強化

(1) いじめ問題緊急支援チームによる支援強化

弁護士や臨床心理士、指導主事等がチームとなって対応する「いじめ問題緊急支援チーム」を派遣して、いじめ事案の深刻化を防ぎ、学校への支援強化を図る。

(2) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携したアセスメントの充実

いじめ問題での児童生徒への支援充実のため、ケース会議にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、専門的な視点から関係児童生徒のアセスメントを行い、学校への支援強化を図る。

(3) 北海道いじめ問題審議会や自殺予防教育検討会による自殺事案への対応の改善

有識者や弁護士、医師、臨床心理士等から、いじめが背景と疑われる自殺事案への対応について、専門的な見地から助言を得て、再発防止の検討、緊急対応の改善を図る。

4 いじめ未然防止、SOSの出し方・自殺予防に関する取組の強化

(1) 児童生徒が主役となったいじめ防止のための地区会議等の実施

各管内において、児童生徒がいじめについて考える地区会議等を通して、法の定義に基づくいじめの認知の在り方や未然防止の取組について交流する機会を設定する。

(2) 集中実施期間を設定した「SOSの出し方に関する教育」の実践

児童生徒がSOSの出し方を学び、教職員がSOSを確かに受け止めることができるよう、本道で集中啓発期間を設定するとともに、自殺予防に関する学級指導等を継続して実施する。

(3) ICTを活用した心理・健康状況を把握するアンケートの実施及び相談機会の確保

各学校において、ICTを活用して児童生徒の心理状況や健康状態の変化を把握するとともに、児童生徒への相談機会を確保できるよう教育相談体制の充実を図る。

II いじめ重大事態発生時の対応

1 いじめ重大事態対応フローチャートの改定

道教委は、法令等に基づいた適正かつ迅速な対応ができるよう、対応フローチャートを改定し、学校と共有する。

2 自殺の背景調査の実施マニュアルの改定

道教委は、国の背景調査の指針を踏まえ、自殺背景調査の対応マニュアルを改定し、学校と共有する。

3 自殺事案発生後の緊急対応チームの派遣

道教委は、国の「手引き」を踏まえ、事案発生後、児童生徒への支援や校内の継続的な支援体制を助言するため、関係機関・関係団体等と連携・協力を図り、複数名のスクールカウンセラーと指導主事等による緊急対応チームを速やかに派遣する。

III 再発防止策の検証

1 北海道いじめ問題審議会での検証及び道教委ホームページでの公表

道教委は、上記I・IIの再発防止策の対応状況について、全道立学校及び道教委の取組状況を定期的に報告し、再発防止の取組について検証し、必要な改善を図る。また、道教委ホームページで取組状況及び検証結果を公表する。